

北欧における子どもの虐待・家庭内暴力の問題と 「子どもの権利擁護センター」の取り組み

—— スウェーデン・アイスランド・ノルウェーへの訪問調査から ——

内藤 千尋*¹・田部 絢子*²・石川 衣紀*³・石井 智也*⁴・能田 昂*⁵
柴田 真緒*⁶・神長 涼*⁷・高松 健太*⁸・高橋 智*⁹

特別ニーズ教育分野

(2018年9月21日受理)

1. はじめに

本稿では、スウェーデン・アイスランド・ノルウェーにおける子どもの虐待・家庭内暴力の実態とその防止の取り組みについて、とくに「子どもの権利擁護センター」のシステムについて紹介しながら、日本における児童虐待防止の課題について検討していく。

子ども中心の権利擁護システムの先駆的取り組みとして、北欧の「子どもの権利擁護センター Barnahus」(Barnahusは直訳すると「子どもの家」であるが、BarnahusにChildren's Advocacy Centersの英訳をあてていることを考慮して権利擁護センターとした)を挙げることができる。「子どもの権利擁護センター」とは1980年代に米国アラバマ州で開始された子どもの権利擁護システムであり、警察・ソーシャルワーカー・小児科医・児童精神科医・心理士・検察官等が所属して司法面接・医学鑑定と治療・保護・本人および家族のケア等を総合的に実行できる機関である。北欧では1998年にアイスランドが、2005年にスウェーデン、2007年にノルウェーが導入している。スウェーデンでは国が健康福祉局・司法医学局・検察・警察に資金補助を実施して、6ヶ所の地域で試験的に開始された。

筆者らは、2017年2月にスウェーデンのストックホルムにある「ストックホルム子どもの権利擁護センター(Barnahus Stockholm)」(以下、Barnahus Stockholm, 写真1)とアイスランドのレイキャビクにある「アイスランド子どもの権利擁護センター(Barnahus Iceland)」(以下、Barnahus Iceland, 写真2)、2018年3月にノルウェーのオスロにある「オスロ子どもの権利擁護センター(Barnahus Oslo)」(以下、Barnahus Oslo, 写真3)を調査訪問した。

*1 松本大学 教育学部専任講師・2017年度連合学校教育学研究科博士課程 発達支援講座修了
*2 立命館大学 産業社会学部准教授・東京学芸大学 非常勤講師・2012年度連合学校教育学研究科博士課程 発達支援講座修了
*3 長崎大学 教育学部准教授・2012年度連合学校教育学研究科博士課程 発達支援講座修了
*4 東京学芸大学大学院 連合学校教育学研究科博士課程 発達支援講座・日本福祉大学 スポーツ科学部助教
*5 東京学芸大学大学院 連合学校教育学研究科博士課程 発達支援講座・白梅学園大学 子ども学部助教
*6 東京学芸大学大学院 教育学研究科 修士課程 特別支援教育専攻・埼玉県立所沢特別支援学校教諭
*7 横浜市立若葉台特別支援学校教諭・2015年度東京学芸大学大学院 教育学研究科 修士課程 特別支援教育専攻修了
*8 東京学芸大学大学院 教育学研究科 修士課程 特別支援教育専攻
*9 東京学芸大学 特別支援科学講座 特別ニーズ教育分野 (184-8501 小金井市貫井北町 4-1-1)



写真1 Barnahus Stockholmの外観



写真2 Barnahus Icelandの外観



写真3 Barnehus Osloの外観 (ウェブサイト)

2. アイスランドとスウェーデンの「子どもの権利擁護センター (Barnahus)」のシステム

2. 1 「子どもの権利擁護センター (Barnahus)」の概要

「子どもの権利擁護センター Barnahus」の基本システムと業務内容は、アイスランド・スウェーデン・ノルウェーにおいてほぼ共通しており、虐待等によって危険にさらされている子ども (18歳未満) を対象に、①子どもの保護、②医学的鑑別と治療、③司法面接・裁判上の手続き、④心理療法、⑤里親等地域の児童福祉サービスへの移行支援を実施しているほか、⑥家族療法・家族の再統合にも取り組んでいる。

これらの業務担当がすべて「子どもの権利擁護センター Barnahus」に一本化されていることが最大の特長かつ目的であり、これによって被害を受けた子どもが複数の機関を訪れて繰り返し調べを受けるという身体的・心理的負担を大きく軽減することができる。とくに15歳未満の場合は、警察官や「子どもの権利擁護セ

ンター Barnahus」職員との面談がそのまま裁判での証言として扱われるため、起訴の後に裁判所に直接出廷する必要がない。

スウェーデンには「子どもの権利擁護センター Barnahus」が30ヶ所設置され、ストックホルム Barnahusはそのなかでも最大規模の施設である。各地域の「子どもの権利擁護センター Barnahus」を統括する組織がないという課題を抱えているが、担当者全国会議が年間4回実施されている。

スウェーデンでは子どもとの司法面接は警察の所管であり、52名の警察官が「子どもの権利擁護センター Barnahus」に常駐している。あわせて社会サービス担当者、医師、看護師、検察官、地域300ヶ所の児童保護サービス担当者が所属し、多職種連携体制を整えている。なお警察官が常駐しているのは、スウェーデンでもストックホルムのみである。所属スタッフには教育関係者が含まれていないが、社会サービス担当者が学校との連絡を行っている。また、近年ではとくにアフガニスタンを中心とした難民的バックグラウンドを抱えているケースが対象児の中でも増加している。

アイスランドでは、15歳以上の子どもは原則的に警察署で面接が行われるが、15歳未満の場合や発達上の課題・困難を有する場合は「子どもの権利擁護センター Barnahus」にて心理士（5名体制）が面接を行う。そのため警察官は常駐していないが、近隣に警察署があるため連携体制は整えられている。心理療法については18歳まで全員が「子どもの権利擁護センター Barnahus」にて受けることができる。

2. 2 子ども本人が安心できる司法面接

「子どもの権利擁護センター Barnahus」における最も重要な任務が司法面接であり、司法面接で重視されることは被害を受けた子どもが安心・安全な雰囲気のもとで話ができる環境の保障である。まず、面接室が子どもに親しみやすくなるような家庭的デザインで構成され、子どもはソファに座りながら面接を受ける（写真4）。



写真4 Barnahus Stockholmの面接室 (ウェブサイト)

面接の実施に際しても、子どもの負担・プレッシャーが最大限に軽減されるような体制が整えられる。スウェーデンにおいて司法面接を担当する警察官の場合、2ヶ月間の特別な訓練・研修を受けることが義務付けられ、子どもの発達や心理的外傷を考慮した面接が実施される。こうした研修は、面接を担当する警察官だけでなく、裁判所判事を含め子どもに関わるあらゆる職務担当者に対しても同様になされ、子どもの年齢、発達、理解のレベル、外傷後ストレスの状態などを踏まえた「聞き取り」に関するスキルが不可欠とされている。

また子どもが知的障害・発達障害等の発達上の課題・困難を有する場合には、イラストなどを使ってできる限り理解を促す取り組みも始められている。アイスランドにおいてセラピストが面接をする場合も、温かく親しみやすい態度で接すること、中立的なトーンで話すこと、専門用語を避けること、子どもの声に尊敬の意を持って共感的に耳を傾けること、発達段階に応じた質問をすること等が徹底される。

アイスランドでは、被害を受けた子どもに発達上の課題・困難がある場合にはチーム対応を基本とし、障害児専門のセラピストや作業療法士が司法面接にあたる場合もある。また裁判の前に裁判官とミーティングをもつことが可能であり、子どもが抱える発達上の課題・困難や虐待による心理的影響等について、「子どもの権

利擁護センター Barnahus」から詳細に説明がなされた上で裁判が実施される。

面接室はカメラとマイクによって別室とつながっており、別室では判事、検察官、弁護士、心理士、ケアワーカー、法定代理人、児童保護サービス責任者等が面接の様子を随時把握している（写真5）。これらの関係者も別室から子どもへ質問をすることができ、スウェーデンの場合は心理士がインカムを通して面接担当の警察官にアドバイスを送ることもできる。面接の様子はDVD等に録画され、裁判の際に子どもの証言記録として用いられる（写真6）。また「子どもの権利擁護センター Barnahus」と裁判所はインターネットTVを介して接続されており、子どもは「子どもの権利擁護センター Barnahus」にしながら裁判において直接証言を行うことができる。

スウェーデンとアイスランドはともに、虐待をうけた子どもの心理的・発達のダメージを最小限に抑えつつ、犯罪はしっかりと裁くという理念が徹底されている。それゆえに他国では子どもの心理的負担を考慮して司法面接は1回きりとされることが多い中、子どものニーズや状況に応じて適切な回数の面接を実施し、子どもの声を裁判に最大限反映させることが重視されている。



写真5 安心できる司法面接の環境 (Barnahus Iceland, ウェブサイト)



写真6 証言はDVDで裁判所で放映 (Barnahus Iceland, ウェブサイト)

2. 3 医学的鑑別と治療, 心理療法

司法面接に続いて重要な機能が、被害を受けた子どもの医学的鑑別・治療と心理療法であり、司法面接の終了後から迅速に実施される。医学的鑑別と治療は児童虐待事例の対応経験が豊かな小児科医と産婦人科医が主に担当するが、こうした処置を実施する場合、司法面接と同様に子どもにとって親しみやすい環境を提供することに加え、診察の際に子どもの身体に必要以上に触れないことがとくに重視されている（写真7）。

心理療法ではトラウマ処置を専門とする心理士によって、子どもに対して認知行動療法等のセラピーが行われる。ここで実施されるセラピーは、虐待・暴力の被害を受けた児童に対するカウンセリング機能だけではなく、虐待等の被害に関する正しい知識・理解を子どもに与えていく機能も有している。また必要に応じて親へのセラピーも同時に行い、親子間の関係を修復する「家族再統合」専門の機関に繋いでいくケースもある。



写真7 医学的処置室 (Barnahus Iceland, ウェブサイト)

とくにアイスランドでは15歳未満のケースは司法面接も心理士が実施するため、子どもの全体的なケアプランの作成において心理士は重要な役割を担っている。心理的面接と観察によって「子どもの状態の見取り図」を作成し、心理的状态および支援ニーズの把握と適切な心理的支援方法の選択を行いながら、具体的な心理療法を開始していく。

3. ノルウェーの「子どもの権利擁護センター Barnehus」のシステム

3. 1 ノルウェーにおける家庭内暴力・児童虐待と子ども

ノルウェーでは1960年代以降、家庭内暴力が子どもにもたらす深刻で否定的な結果に対する認識が高まった。1987年に制定された親子法第30条3項において「子どもは身体的暴力、またはその身体的もしくは精神的健康を害する可能性がある取り扱いの対象とされない」と暴力・虐待等の全面的禁止が規定され、保護者による暴力的行為は減少したものとみられてきた。

それでもなお、約21%の青少年が「身体的暴力」に晒されており、約6%の子どもが両親から「身体的暴力」を受けるなど、児童虐待の問題は依然として深刻である。さらに約30%の子どもが「心理的虐待」を受けている。近年、ノルウェーでは家族間の暴力を目撃する「面前DV」など「密接な関係による暴力（パートナーの暴力や家族の暴力とも呼ばれる）」が子どもにとって重大な負担であるとして注目され、2006年では409件、2016年には4,557件にまでに増加していることが明らかにされている。

家庭内暴力や児童虐待に晒されている子どもの多くは、家庭貧困・経済的格差・社会的排除により、育ちや発達において大きな困難を抱えており、学校・地域・社会における不適応、安全でない住居環境での生活、精神神経疾患の罹患などの多様で複合的な生活上の困難・課題を抱えている。さらに近年、家庭内暴力や児童虐待による子どもの健康や発達への深刻な影響も報告され、子どもの「育ちと発達」に関わる多様な困難・課題が再認識されてきている。

こうしたなか、顕在化しにくい家庭内暴力や児童虐待を早期に発見し、早期に介入すると同時に、子どもの家庭環境や生活改善を図るためには、司法・警察機関の対応の拡充整備とともに、教育・福祉・リハビリテーション・医療の連携による子どもの育ちと発達の実質的保障が不可欠である。

その一環として、ノルウェー政府が主導して家庭内暴力・児童虐待等から子どもを守り、子どもの人権を保障する権利擁護センターである「Barnehus」が2007年11月にベルゲンに開設され、以後、警察の管轄区域ごとに設置され、全国的に展開していった。「子どもの権利擁護センター Barnehus」の所管省庁は法務・警察省、子ども・平等・社会包摂省、保健医療省である。

3. 2 「子どもの権利擁護センター Barnehus」の概要

ノルウェーでは2008年から、法務・警察省、子ども・平等・社会包摂省、保健医療省によるプロジェクトの一環として「家庭内暴力のための戦略計画」が策定され、家庭内暴力や児童虐待、恐怖に苦しむことなく子どもが成長できる環境を整備することをノルウェーの公共の責任として位置付けた。

この計画では家庭内暴力や児童虐待を、子どもの生活に重大な影響を与え、子どもの人権を大きく侵害する社会的問題と規定し、男女平等や子どもの成長・発達のための環境づくりなどの幅広い観点から捉えなおした。警察や教育機関、児童福祉機関、医療機関における相互のコーディネートや訓練を強化し、家庭内暴力や児童虐待によって引き起こされる多様な子どもの問題を検出・対処・防止するための措置を社会的なシステムとして導入することが提言された。

具体的施策として「子どもの権利擁護センター Barnehus」や24時間利用可能な相談・緊急ホットラインの開設、警察の管理区域における暴力問題に関するコーディネーターの設置やチームの発足、刑法上における子どもの保護の強化などが新たな保護措置として明示された。刑事訴訟や裁判所の判決といった司法的プロセスのみで事態を収束させることを不十分とし、当事者の尊厳や自尊心の回復、その後の人生までを射程にいった対応（被害者と加害者の間の安全な会合など）も行うなど、確実な保護措置や当事者の生活改善に重点が置かれている。その他、家庭内暴力・虐待問題に関する継続的な調査研究も重要視されている。

この「家庭内暴力のための戦略計画」の中核に位置づけるのが「子どもの権利擁護センター Barnehus」であり、現在ノルウェー全体で11ヶ所の「子どもの権利擁護センター Barnehus」が存在し、ノルウェー北部のモスに2016年1月に設置されたものが最も新しい。訪問調査した首都のオスロ警察管轄区域（アスカー、ベルム、オスロの3自治体をカバー）にある「Barnehus Oslo」は2009年9月に設置された（全国で7番目）。

基本的システムと主たる業務内容は次の4点である。①暴力・虐待に関わる証言を子どもから丁寧に引き出して起訴し、子どもの権利擁護と人権を法的に保障するための「司法面接」、②ネグレクト・虐待・暴力などによる証拠（外傷・栄養失調・疾病等）に関する「医学的検査・診断・鑑定」、③他の専門機関と協力をしながらPTSD・トラウマ治療などを実施する「心理的治療」、④家族間の関係を改善したり、暴力の起らない環境を整備していくための丁寧な「フォローアップ」である。

スウェーデンやアイスランドと同様に、「司法面接」から「フォローアップ」まで、虐待や暴力を受けた子どもへの保護や支援体制が機能的に一本化されて、被害を受けた子どもが複数の機関において繰り返し面接や尋問を受けるといったような身体的・心理的負担を大きく軽減しているのが特徴である。

「子どもの権利擁護センター Barnehus」の対象となるのは、18歳以下で身体的虐待や暴力、性的虐待をうけた子ども（強制的結婚、FGM：Female Genital Mutilation・女性器切除を含む）に加えて、発達障害・知的障害を有する成人も含まれる。

「子どもの権利擁護センター Barnehus」の職員の身分は「警察官」「公務員」であるが、児童福祉ソーシャルワーカー、心理士、小児科医、児童精神科医、看護師、学校保健衛生担当者、弁護士、児童・家族問題の法務専門家などの多様な専門性・バックグラウンドを有したスタッフが29名所属し、多職種連携体制を整えている。2017年に「Barnehus Oslo」で取り扱った事例は1,142件ののぼり、年齢層では13～15歳が363件で最



写真8 Barnehus Osloの入口（ウェブサイト）



写真9 おもちゃ・絵本などを備えた待合室（ウェブサイト）



写真10 待合室にはテレビゲームも（ウェブサイト）

も多く、次いで6～9歳が322件となっている。

3. 3 「Barnehus Oslo」における取り組みの実際

18歳以下の子どもが暴力や虐待などの被害を受けた場合、司法面接が行われ、「子どもの権利擁護センター Barnehus」による保護や支援が開始される。「子どもの権利擁護センター Barnehus」の最も重要な任務は司法面接であり、司法面接で重視されることは被害を受けた子どもが安心・安全な雰囲気のもとで話ができる環境の保障である。面接室も家庭的デザインで構成され、子どもはソファに座りながらゆったりと面接を受ける（写真11）。

被害者が15歳以下の子どもや知的障害・発達障害の成人の場合でも、安心・安全な環境のもとで自身が受けた「暴力被害」について供述することは十分に可能であり、また被害者が16歳以上の場合には「暴力被害」を受けたことについて黙秘する権利が認められている。警察官や「子どもの権利擁護センター Barnehus」職員との面談記録は、そのまま裁判における証言として採用されるため、子どもの負担は大きく軽減する。なお、「Barnehus Oslo」では面接室だけでなく、調節・調色された間接照明・キャンドルなどが雰囲気を和らげており、子どもたちがリラックスして滞在できるように工夫されている（写真11・12・13）。



写真11 面接室



写真12 談話室



写真13 食堂



写真14 子どもたちの粘土細工の作品

内藤, 他: 北欧における子どもの虐待・家庭内暴力の問題と「子どもの権利擁護センター」の取り組み

子どもへの司法面接を執り行う警察官や「子どもの権利擁護センター Barnehus」のスタッフは、子どもの年齢や発達のレベル、PTSD・トラウマの状態などの観点を踏まえた「捜査」「聞き取り」「司法面接」に関する専門性・スキルを特別養成課程・研修において学んでおり、子どもが安心できる環境や条件を提供しながら司法面接を実施している。

知的障害・発達障害を有する子どもや6歳未満の子どもへの司法面接を実施する際には、さらに特別な訓練を受けた警察官が担当し、子どもに合わせて司法面接の方法が改善されるように度重なるミーティングを行い、子どもの実態に応じてイラストや分かりやすい表現を利用するなどの取り組みが実施されている。

面接室はカメラとマイクによって別室の面接モニター室につながっており、面接モニター室では検察官、弁護士、法定代理人、捜査官、心理士、医師、ソーシャルワーカー等が面接の様子を随時把握している（写真15）。これらの関係者も面接モニター室から子どもへの質問を行うことができる。検察官は子どもの実態を踏まえ、「子どもの権利擁護センター Barnehus」の職員と相談・協議をしながら質問のプログラムを取りまとめている。ベルゲンの「子どもの権利擁護センター Barnehus」では面接の様子がDVD等に録画され、裁判の際に子どもの証言記録として用いられるほか、裁判所とインターネットを介して接続され、子どもは「子どもの権利擁護センター Barnehus」に居ながら直接証言することもできる。



写真15 面接モニタールーム

このように子どもの心理的負担を軽減し、子どもが安心できる環境・条件下での司法面接を実施することで、約75%の子どもは自分が受けた暴力・虐待について供述することができ、刑事事件の有力な証拠として裁判において利用されている。

さて、子どもへのネグレクト・虐待・暴力などの証拠（外傷・栄養失調・疾病等）の収集と公文書化に関して、「Barnehus Oslo」はオスロ大学病院「社会小児科部門」と連携して、小児科医・看護師・心理士などが協同して子どもの身体的虐待・性的虐待、摂食障害などの医学的検査・診断・鑑定やカウンセリングを行う（写真16）。



写真16 診察室（ウェブサイト）

子どもに対して家庭内暴力や児童虐待を行った親が起訴されることで、家族間の関係が一挙に悪化し、家庭が崩壊することも少なくない。それゆえに、司法面接後にすべての子どもや家族に対してアセスメントが実施され、子どもの多様なニーズに応じた継続的支援が他の医療・福祉・教育機関との連携を通して実施され、生活や家族環境の改善につながる支援もなされている。

「子どもの権利擁護センター Barnahus」では、児童福祉局や医療機関など他の機関によるケア・サービスに確実に接続できるまで、家族への直接的支援も実施している。また、その後も家族間の関係を改善し、暴力の起らない環境を整備していく丁寧な「フォローアップ」が実施され、親・家族が十分に子どものケアを実施しているのかどうかを確認していく。その他、学校や地域において子どもが暴力・いじめ・虐待・ネグレクト等に晒されている場合にも、「Barnahus Oslo」のスタッフや警察、児童福祉サービス、児童精神医、心理士、オスロ大学病院「社会小児科部門」から構成された専門家チームによる子どもへの支援が迅速に実施されるのである。

4. 北欧の「子どもの権利擁護センター Barnahus」の課題

今回紹介した「子どもの権利擁護センター Barnahus」による子ども中心の権利擁護システムは、とくにスウェーデンでは導入から10年ほどしか経過していないため、システム全体に対しても様々な調査や指摘がなされている。例えば、スウェーデン国内6ヶ所の「子どもの権利擁護センター Barnahus」において子どもと親へのインタビュー調査を実施したRasmusson, B. (2011) は、「子どもと親の両方が子どもに優しく安全な環境とスタッフによる適切な処置を高く評価した」ことや「専門家からの情報は非常に重要であった」といった「子どもの権利擁護センター Barnahus」についての肯定的意見と、「尋問や評価に関連して行われるさまざまなプロセスは潜在的に理解することが困難であった」という課題を指摘する意見の双方があったことを指摘している。

「子どもの権利擁護センター Barnahus」訪問後の子ども支援のフォローアップに関する手続きを検討したKosterhed, F.ら (2016) は、スウェーデン国内18ヶ所の「子どもの権利擁護センター Barnahus」のうちの半数が子どもの訪問終了後の保護と支援について決まった手続きを有していないことや、「子どもの権利擁護センター Barnahus」自体に資源が不足しており、子どもの訴訟における保護と支援に影響を与える可能性があることなどを指摘している。

さて、Barnahus Stockholmでは虐待をした親への再教育プログラムの実施等によって家族の再統合にも取り組んでいるが、こうしたプログラムの成果が現れておらず、実際には家族の再統合は困難な状況が続いている。担当者によるとスウェーデンにおける家庭内虐待の加害者は「父親：母親 = 50 : 50」の割合であるが、スウェーデンでは親の権利として自由な結婚・離婚・再婚が認知されており、それらが繰り返されるケースも少なくない。こうしたなかで作り出される家庭環境が子どもに与える影響や児童虐待件数の増加に与える影響について「子どもの権利擁護センター Barnahus」では十分な検討がなされておらず、再教育プログラムにもほとんど反映されていないという状況が続いている。

またThulin, J.ら (2017) によれば「子どもの権利擁護センター Barnahus」で実施される認知行動療法の結果、子どものトラウマ症状や親からの体罰は減少したものの、親の子育てそのものに対する積極性には変化が見られず、認知行動療法によっても親の意識を変えていくことの難しさも改めて示されている。アイスランドにおいても、親の結婚・離婚・再婚の繰り返しや新たなパートナーとの関係性等が子どもに与えている影響については具体的な分析がなされてはいない。谷屋愛子 (2005) もスウェーデンにおいては「親の権利と子どもの身体的・心理的安全とのどちらを優先するか、常にその判断基準が振り子のように揺れてきた」と指摘しているが、親の権利と子どもへの影響の関連性については、今後も引き続き丁寧な検討が不可欠である。

子どもを取り巻くこのような状況に対して学校教育が果たすべき役割が大きいと考えられるが、現状では「子どもの権利擁護センター Barnahus」と学校教育間の直接的な連携・支援体制はほぼ構築されていないといえる。とくにスウェーデンでは、子ども虐待の通報の大半は学校職員からのものであるが、対する支援方策としては家族再統合の取り組みにとどまっているという現状もある。

アイスランドの場合、虐待通報は児童保護サービスを通して「子どもの権利擁護センター Barnahus」に届

内藤, 他: 北欧における子どもの虐待・家庭内暴力の問題と「子どもの権利擁護センター」の取り組み

くため、学校から発信された通報がどの程度の割合を占めているか等について「子どもの権利擁護センター」では把握がされていない。「子どもの権利擁護センター」職員が学校へ出向き、VTRや人形劇によって子どもへ直接説明する機会や学校職員への講習等が実施されているが、フォローアップにおける連携等についての検討が不可欠である。

また「子どもの権利擁護センター Barnahus」は、スタッフ構成や法的位置づけ、施設としての機能・性格、虐待通報以後の具体的手続きなどにおいて各国相互の多様性が実際には大きく、とくに警察組織との連携が主であるのか、福祉サービスとしての機能が主であるのかによって、子ども支援に差異が見られる点も重要である。例えば、今回未検討であるデンマークの「子どもの権利擁護センター Barnahus」は、北欧のなかでも子ども福祉サービスとの結びつきが強く、「子どもの権利擁護センター Barnahus」の主な役割は地方自治体の児童福祉サービスを支援するものとして位置づけられている (Johansson, S.ら, 2017)。今後、各国の「子どもの権利擁護センター Barnahus」の特徴をより詳細に分析した上での比較検討が不可欠である。

5. 日本における児童虐待防止の課題

現代の急激な社会構造の変化、家庭の経済的格差や養育困難の拡大のなかで、子どもの「育ちと発達の貧困」が大きく顕在化しているが、そうした子どもの「育ちと発達の貧困」の起因として児童虐待や家庭内暴力 (DV) の存在が改めて指摘でき、被虐待・ネグレクト、貧困、親のDV等の多様で複合的な生活困難・課題によって、子ども本人の成長・発達の権利は大きく脅かされている現状にある (小野川ほか: 2016)。

「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会中間とりまとめ」(2007)では、社会的養護の充実の基本的な方向性として「子どもの状態に応じた支援体系のあり方について検討する」こと等が挙げられた他、「児童相談所における措置内容に関する子どもに対する説明のあり方や措置委託先に関する子どもの選択権のあり方について検討する」といった子どもを中心とした権利擁護の視点からの提起がなされている。すなわち、子どもの「虐待・DV」等の問題と社会的養護のあり方を考えていく際に、「子ども本人の視点に立った権利擁護」という方向性にもとづいて生活支援・発達支援を照射していくことが今後いっそう不可欠な課題となっている。

さて日本では多くの場合、司法面接は児童相談所や警察・検察で実施されている。司法面接は「法的な判断のために使用することのできる精度の高い情報を、被面接者の心理的負担に配慮しつつ得るための面接法」(仲: 2016)とされ、被害を受けた子どもの二次的負担を少しでも軽減することが重要視されている。2015(平成27)年10月28日の通知により、子どもの心理的負担の一層の軽減及び子どもから聞き取る話の内容の信用性確保のため、児童相談所、警察及び検察が連携を強化し、共同面接の実施を行うことが推奨された。この3機関の実施にあたっては、面接する者以外の者がモニター又はワンウェイミラーを通じて面接を観察することができるような工夫が求められている。

司法面接にあたっては、「技法」として子どもにやさしい環境下で、発達段階に応じた誘導のない聴取を行い、法的論争に耐えうる事実を聴取することや、「システム」として児童相談所、福祉事務所、警察、弁護士などの関係機関と連携して面接することで、重複した聴取を防ぎ二次的被害を回避することが求められる。日本では特にシステムとして関係機関が連携を図り、立会いを含む迅速かつ適切な調査と子どものケアを行うことが課題といえる。

附記

本稿は、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科2015年度～2018年度リサーチ・アシスタント (RA) 経費および公益財団法人カシオ科学振興財団「第7回 (平成28年度) 研究協賛事業」「第8回 (平成29年度) 研究協賛事業」(田部) による研究成果の一部である。

文献

- Barne-, ungdoms- og familiedirektoratet (ノルウェー子ども・青年・家族省ホームページ) : <https://www.bufdir.no/>
- 伊部恭子 (2015) 社会的養護における支援課題としての権利擁護と社会関係の形成—社会的養護経験者の生活史聞き取りから—, 『福祉教育開発センター紀要』 12, pp.1-16。
- 石川衣紀・田部絢子・内藤千尋・石井智也・能田昂・柴田真緒・高橋智 (2018) エストニアにおける「うつ・自傷・拒食・薬物依存・愛着障害・発達障害」等の不適応・発達困難を有する子どもの発達支援—タリン子ども病院「子どもの心の健康センター」の調査から—, 『東京学芸大学紀要総合教育科学系II』 69, pp.45-56。
- Johansson, S. (2012). Diffusion and Governance of Barnahus' in the Nordic Countries: Report from an On-going Project. *Journal of Scandinavian Studies in Criminology and Crime Prevention*. 13, pp. 69-84.
- Johansson, S., Stefansen, K., Bakketeig, E., Kaldal, A. (2017) Implementing the Nordic Barnahus Model: Characteristics and Local Adaptions. *Collaborating Against Child Abuse*. pp.1-31. https://link.springer.com/chapter/10.1007/978-3-319-58388-4_1
- Kosterhed, F., Palmqvist, F., Karlsson, J. (2016). Barnahus: vad händer sen? En studie över uppföljningen om skydd och stöd för barn efter avslutat besök på Barnahus. Department of Sociology of Law, Lund University. <http://lup.lub.lu.se/luur/download?func=downloadFile&recordId=8876995&fileId=8877001#search=Barnahus%3A+vad+h%C3%A4nder+sen%3F>
- 厚生労働省「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会」(2007)「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会中間とりまとめ」。
- 内藤千尋・高橋智 (2017) 北欧における非行・薬物依存・犯罪を有する青少年の発達支援の動向—スウェーデン・デンマークの当事者支援を中心に—, 『矯正教育研究』 62, pp.108-115, 日本矯正教育学会。
- 仲真紀子編著 (2016) 『子どもへの司法面接：考え方・進め方とトレーニング』 有斐閣。
- Olsson, A., Margreth E. (2015). The importance of social worker's invitation of children in Children's House, Barnahus, into partnership. "New Directions in Child Protection and Well-Being: making a real difference to children's lives," British Association for the Study and Prevention of Child Abuse & Neglect (BASPCAN) 9th NATIONAL CONGRESS.
- 小野川文字子・田部絢子・内藤千尋・高橋智 (2016) 子どもの「貧困」における多様な心身の発達困難と支援の課題, 『公衆衛生』 80 (7), pp.475-479。
- Rasmusson, B. (2011). Children's Advocacy Centers (Barnahus) in Sweden. *Child Indicators Research*. 4(2) , pp.301-321. <https://link.springer.com/article/10.1007/s12187-010-9094-y>
- 高田清恵 (2014) スウェーデンにおける児童虐待と女性への暴力に対する法制度, 『琉大法学』 91, pp.2-22。
- 高田清恵 (2011) スウェーデンにおける児童虐待への対応—2009・2010年現地調査の概要—, 『琉大法学』 86, pp.97-145。
- 高田清恵 (2010) スウェーデンにおける児童虐待防止に関する法制度の特徴と現状—予防から被害児童へのケアまで (その1)—, 『月刊国民医療』 278, pp.17-23。
- 高田清恵 (2010) スウェーデンにおける児童虐待防止に関する法制度の特徴と現状—予防から被害児童へのケアまで (その2)—, 『月刊国民医療』 279, pp.17-24。
- 高橋美恵子 (2008) スウェーデンにおける子ども虐待対策と現状—子どもの権利擁護と社会的ネットワークの視点から—, 『IDUN—北欧研究—』 18, pp.179-204, 大阪大学世界言語研究センター。
- 高橋智・田部絢子・石川衣紀・内藤千尋 (2018) スウェーデンなどの虐待防止の取り組み—北欧における子ども・若者の特別ケアの動向②—, 『内外教育』 6636, pp.8-11, 時事通信社。
- 高橋智・田部絢子・石川衣紀・内藤千尋 (2018) アイスランドの非行少年への発達支援—北欧における子ども・若者の特別ケアの動向⑤—, 『内外教育』 6641, pp.10-13, 時事通信社。
- 高橋智・田部絢子・内藤千尋・石川衣紀 (2018) フィンランドの非行少年への発達支援—北欧における子ども・若者の特別ケアの動向⑥—, 『内外教育』 6643, pp.8-11, 時事通信社。
- 高橋智・田部絢子・内藤千尋・石川衣紀 (2018) スウェーデンなどでの非行等の当事者支援—北欧における子ども・若者の特別ケアの動向⑦—, 『内外教育』 6646, pp.12-15, 時事通信社。
- 高橋智・田部絢子・内藤千尋・石川衣紀・石井智也 (2018) フィンランドの刑務所での発達支援—北欧における子ども・若者の特別ケアの動向⑩—, 『内外教育』 6667, pp.14-17, 時事通信社。
- 高橋智・田部絢子・内藤千尋・石川衣紀 (2018) ノルウェーの女性刑務所と若者支援—北欧における子ども・若者の特別ケア

内藤, 他: 北欧における子どもの虐待・家庭内暴力の問題と「子どもの権利擁護センター」の取り組み

の動向²³一, 『内外教育』6687, pp.16-19, 時事通信社。

高橋智・田部絢子・内藤千尋・石川衣紀・柴田真緒 (2018) 薬物依存症者等を親に持つ当事者支援—北欧における子ども・若者の特別ケアの動向²⁴一, 『内外教育』6690, pp.12-15, 時事通信社。

高橋智・田部絢子・石井智也・能田昂 (2018) 子どもの権利擁護センターの取り組み—北欧における子ども・若者の特別ケアの動向²⁵一, 『内外教育』6691, pp.12-15, 時事通信社。

谷屋愛子 (2005) スウェーデンにおける家族援助の実態と課題—児童虐待への対応に焦点を当てて—, 『教育行財政論叢』9, pp.17-30。

Thulin, J., Kjellgren, C. (2017). Treatment in Barnahus: Implementing Combined Treatment for Children and Parents in Physical Abuse Cases. *Collaborating Against Child Abuse*. pp.75-94. https://link.springer.com/chapter/10.1007/978-3-319-58388-4_4

北欧における子どもの虐待・家庭内暴力の問題と 「子どもの権利擁護センター」の取り組み

—— スウェーデン・アイスランド・ノルウェーへの訪問調査から ——

Issues of Child Abuse and Domestic Violence in Northern Europe and “Children’s Advocacy Center”:

from Visit Survey to Sweden, Iceland and Norway

内藤 千尋*¹・田部 絢子*²・石川 衣紀*³・石井 智也*⁴・能田 昂*⁵
柴田 真緒*⁶・神長 涼*⁷・高松 健太*⁸・高橋 智*⁹

Chihiro NAITOH, Ayako TABE, Izumi ISHIKAWA, Tomoya ISHII, Subaru NOHDA,
Mao SHIBATA, Ryo KAMINAGA, Kenta TAKAMATSU and Satoru TAKAHASHI

特別ニーズ教育分野

Abstract

In this paper, we introduced the actual situation of child abuse and domestic violence in Sweden, Iceland and Norway and the method of prevention, especially the “Barnahus, Children’s Advocacy Center” system, and examined the issue of child abuse prevention in Japan. We visited to Barnahus Stockholm (Sweden) and Barnahus Iceland (Reykjavik) in February 2017; and to Barnahus Oslo (Norway) in March 2018.

The basic system and occupations of the “Barnahus, Children’s Advocacy Centers are: (1) protection of children, (2) medical discrimination and treatment, (3) procedures of judiciary interview and trial, (4) psychotherapy, (5) transition assistance to welfare services in local communities such as foster parents for children, and (6) family therapy and family reintegration, targeting children (under 18) endangered by abuse etc. It is the greatest feature that all these operations are unified into the “Barnahus, Children’s Advocacy Center.” However, there is also a problem that the results of the re-education program for parents who repeat abuse and family reunification are not sufficient. As a background to this, it is greatly related to the fact that a direct collaboration and support system with school education is not sufficiently constructed.

In the case of Japan, it is a task to construct collaborative systems by related organizations, to conduct quick and appropriate investigation including attendance and care for children.

*1 Matsumoto University (2095-1 Niimura, Matsumoto-shi, Nagano, 390-1295, Japan)

*2 Ritsumeikan University (56-1 Toji-in Kitamachi, Kita-ku, Kyoto 603-8577, Japan)

*3 Nagasaki University (1-14 Bunkyo-machi, Nagasaki-shi, Nagasaki, 852-8521, Japan)

*4 Nihon Fukushi University (Okuda, Mihama-cho, Chita-gun, Aichi, 470-3295, Japan)/ United Graduate School of Education, Tokyo Gakugei University

*5 Shiraume Gakuen University (1-830 Ogawa-machi, Kodaira-shi, Tokyo, 187-8570, Japan)/ United Graduate School of Education, Tokyo Gakugei University

*6 Saitama Prefectural Tokorozawa School for Special Needs Education (1-1802-7 Nakatomiminami, Tokorozawa-shi, Saitama, 359-0003, Japan)/ Graduate School of Education, Tokyo Gakugei University

*7 Yokohama City Wakabadai School for Special Needs Education (2-1-1 Wakabadai, Asahi-ku, Yokohama-shi, Kanagawa, 241-0801, Japan)

*8 Graduate School of Education, Tokyo Gakugei University

*9 Tokyo Gakugei University (4-1-1 Nukuikita-machi, Koganei-shi, Tokyo, 184-8501, Japan)

Keywords: Sweden, Iceland, Norway, Child Abuse, Domestic Violence, “Barnahus, Children’s Advocacy Center”

Department of Special Needs Education, Tokyo Gakugei University, 4-1-1 Nukuikita-machi, Koganei-shi, Tokyo 184-8501, Japan

要旨: 本稿では、スウェーデン・アイスランド・ノルウェーにおける子どもの虐待・家庭内暴力の実態とその防止の取り組みについて、とくに「子どもの権利擁護センター」のシステムについて紹介しながら、日本における児童虐待防止の課題について検討した。筆者らは、2017年2月にスウェーデンのストックホルムにある「ストックホルム子どもの権利擁護センター (Barnahus Stockholm)」とアイスランドのレイキャビクにある「アイスランド子どもの権利擁護センター (Barnahus Iceland)」, 2018年3月にノルウェーのオスロにある「オスロ子どもの権利擁護センター (Barnehus Oslo)」を調査訪問した。

「子どもの権利擁護センター Barnahus」の基本システムと業務内容は、虐待等によって危険にさらされている子ども (18歳未満) を対象にした、①子どもの保護、②医学的鑑別と治療、③司法面接・裁判上の手続き、④心理療法、⑤里親等地域の児童福祉サービスへの移行支援、⑥家族療法・家族の再統合であり、これらの業務担当がすべて「子どもの権利擁護センター Barnahus」に一本化されていることが最大の特長である。しかし、家族の再統合や虐待を繰り返す親への再教育プログラムの成果には課題も指摘されており、とくに学校教育との直接的な連携・支援体制が十分に構築されていないことが大きく関係している。

日本の場合は特にシステムとして関係機関が連携を図り、立会いを含む迅速かつ適切な調査と子どものケアを行うことが課題である。

キーワード: スウェーデン, アイスランド, ノルウェー, 児童虐待, 家庭内暴力, 「子どもの権利擁護センター Barnahus」